

令和5年度

定期(財務)監査及び行政監査報告書

【学校・保育園・幼稚園】

小 城 市 監 査 委 員

小城市監査委員告示第4号

令和5年度 定期（財務）監査及び行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和5年11月27日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 永松 和久

第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに同条第 2 項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和 5 年 8 月 16 日から 8 月 23 日まで

2 監査対象課等及び監査実施日

監査対象課等		監査実施日
教育委員会	認定こども園三日月幼稚園	令和 5 年 8 月 16 日
	晴田幼稚園	
	小城保育園	
	砥川保育園	令和 5 年 8 月 18 日
	砥川小学校	
	岩松小学校	
	桜岡小学校	
	三日月小学校	令和 5 年 8 月 21 日
	三日月中学校	
	芦刈小学校	
	芦刈中学校	
	晴田小学校	令和 5 年 8 月 22 日
	小城中学校	
	三里小学校	
	牛津小学校	令和 5 年 8 月 23 日
牛津中学校		

3 監査の対象期間

令和 4 年度執行分

4 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

今回の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行・処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。また行政事務の執行についても法令等に従っておおむね適正に行われていた。

また、細部については、不備な点、改善すべき留意点等が見受けられ、監査の折に口頭で指導しているので、今後の事務処理に十分留意され、適正に対処されたい。

なお、今回の定期監査及び行政監査における指摘事項・検討事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

※ 区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区 分	服務	文書	収入	支出	契約	工事の 執行	補助金	財産	現金の 取扱い	その 他	計
重要な指摘事項											0
その他指摘事項			1								1
検討を要する事項											0
合 計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

2 重要な指摘事項

なし

3 その他の指摘事項・検討を要する事項

- (1) 服務関係 (0件)
- (2) 文書関係 (0件)
- (3) 収入関係 (1件)
 - ①調定もれ (1校)
- (4) 支出関係 (0件)
- (5) 契約関係 (0件)
- (6) 工事の執行関係 (0件)
- (7) 補助金関係 (0件)
- (8) 財産関係 (0件)
- (9) 現金の取扱い関係 (0件)
- (10) その他 (0件)

4 監査対象課等ごとの監査結果

(1) 教育委員会

監査の対象	認定こども園三日月幼稚園、晴田幼稚園、小城保育園、砥川保育園、砥川小学校、桜岡小学校、三日月小学校、三日月中学校、芦刈小学校、芦刈中学校、晴田小学校、小城中学校、三里小学校、牛津小学校、牛津中学校
監査の結果	・財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

監査の対象	岩松小学校
監査の結果	・令和3年度歳入に調定漏れとなった浄化槽維持費保育園負担金について、令和4年度において調定、収納した事例が見受けられた。